

第2期中山町

スポーツ 推進計画

Try! Watch!
Support! Connect!

Sports

2026年(令和8年)3月
中山町教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって 1

1	計画策定の趣旨	3
2	計画の位置づけ	4
3	計画期間	5
4	計画の対象とするスポーツの範囲	5
5	持続可能な開発目標（SDGs）について	6
6	計画の策定体制	7

第2章 中山町の現状と課題 9

1	社会状況の変化	11
	（1）スポーツの価値の再確認	11
	（2）人口減少と少子化・高齢化の進行	11
	（3）ライフスタイルや価値観の変化・多様化	11
	（4）デジタル技術の発展と活用	12
	（5）SDGsの推進、多様性の尊重	12
	（6）スポーツの社会活性化等に寄与する価値への期待の高まり	12
2	国や県の動向	13
	（1）国の動向	13
	（2）県の動向	14
3	町の動向	15
	（1）中山町内の居住人口	15
	（2）町民のスポーツ実施状況	16
	（3）スポーツ・レクリエーション行事への参加状況	19
	（4）中山町管理のスポーツ施設	20
	（5）中山町スポーツ協会専門部・中山町スポーツ少年団	21
	（6）地域スポーツの推進	22
	（7）中学校部活動の地域展開	25
4	前期計画の取り組み状況	27
5	数値目標の達成状況	28
6	本町スポーツ振興における主な強み・課題	29

第3章 計画の基本的な考え方 31

1	基本理念	33
2	基本目標	34
3	施策体系	35

第4章 施策の展開 37

基本目標1 多様なニーズに応じたスポーツ活動の推進	39
(1) スポーツに親しむ機会の創出.....	39
(2) 子どものスポーツ推進.....	40
(3) 高齢者、障がい者のスポーツ活動の支援.....	41
(4) 女性のスポーツ活動の支援.....	42
(5) 競技スポーツ・パラスポーツの推進.....	43
基本目標2 スポーツ推進をささえる環境の整備・充実	44
(1) スポーツ環境の整備・検討.....	44
(2) スポーツ指導者やスポーツボランティアの育成・支援	46
(3) スポーツにおける企業、大学との連携.....	47
基本目標3 スポーツによる地域活性化・まちづくりの推進	48
(1) スポーツによる町の活性化.....	48
(2) スポーツを通じた町民の一体感の創出.....	49
(3) スポーツを応援する気運の醸成.....	50

第5章 計画の推進にあたって 51

1 数値目標	53
2 計画の進捗管理	53
3 関係機関等との連携	53

資料編 55

1 計画策定経過及びスポーツ審議会.....	57
(1) 計画策定経過.....	57
(2) スポーツ審議会.....	58
中山町スポーツ推進審議会委員名簿.....	58
中山町スポーツ推進審議会条例（抜粋）	59

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町では、2016年（平成28年）度に10年間を計画期間とした「中山町スポーツ推進計画」を策定し、「町民一人1スポーツで、スポーツがつなぐ人と人～スポーツで心豊かな人生と明るい中山町～」を基本理念に掲げ、町民一人ひとりがスポーツに親しみ、健康でいきいきと、明るく元気に生活を送ることができるよう、幅広くスポーツ振興施策に取り組んできました。

2021年（令和3年）度には、「中山町スポーツ推進計画」の基本理念を継承しながら、後期5年間に取り組むべきスポーツ施策を示す「中山町スポーツ推進計画 後期改定計画」を策定し、より効果的にスポーツ施策の推進を図ってきました。

しかしながら、後期計画期間中には、人口減少の一層の加速や少子高齢化の進行、ICT^{※1}技術の発展、共生社会^{※2}の実現に向けた動き、新型コロナウイルス感染症の拡大など、スポーツを取り巻く環境は変化し、スポーツに関するニーズや価値観も多様化しています。

スポーツ庁においては、「スポーツ立国」の実現を目指し、2012年（平成24年）3月に「スポーツ基本計画^{※3}」を策定して以降、5年ごとに見直しを行い、2022年（令和4年）3月には「第3期スポーツ基本計画」が策定されました。この計画では、「する」「みる」「ささえる」というスポーツ活動を通して、スポーツが持つ楽しさや感動を分かち合うようなスポーツ文化の成熟を図るのみならず、スポーツの価値をさらに高め、地域活性化や健康長寿社会の実現、国際理解の促進等、社会活性化等に寄与するための新たな視点として、「つくる／はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」という視点が加わり、スポーツ施策を総合的かつ計画的に推進するための方向性が示されました。

山形県においては、2013年（平成25年）3月に策定した「山形県スポーツ推進計画」、2018年（平成30年）6月に策定した「山形県スポーツ推進計画 後期改定計画」を踏まえ、2025年（令和7年）3月に「第2期山形県スポーツ推進計画」が策定されました。

本町においても、スポーツを取り巻く社会情勢の変化や国・県の動向、これまでの取り組みの現状や課題、成果などを踏まえ、スポーツ施策をより一層効果的・効率的に推進していくことを目指し、今後10年間のスポーツ施策の基本的な方向性を示す「第2期中山町スポーツ推進計画」を策定しました。

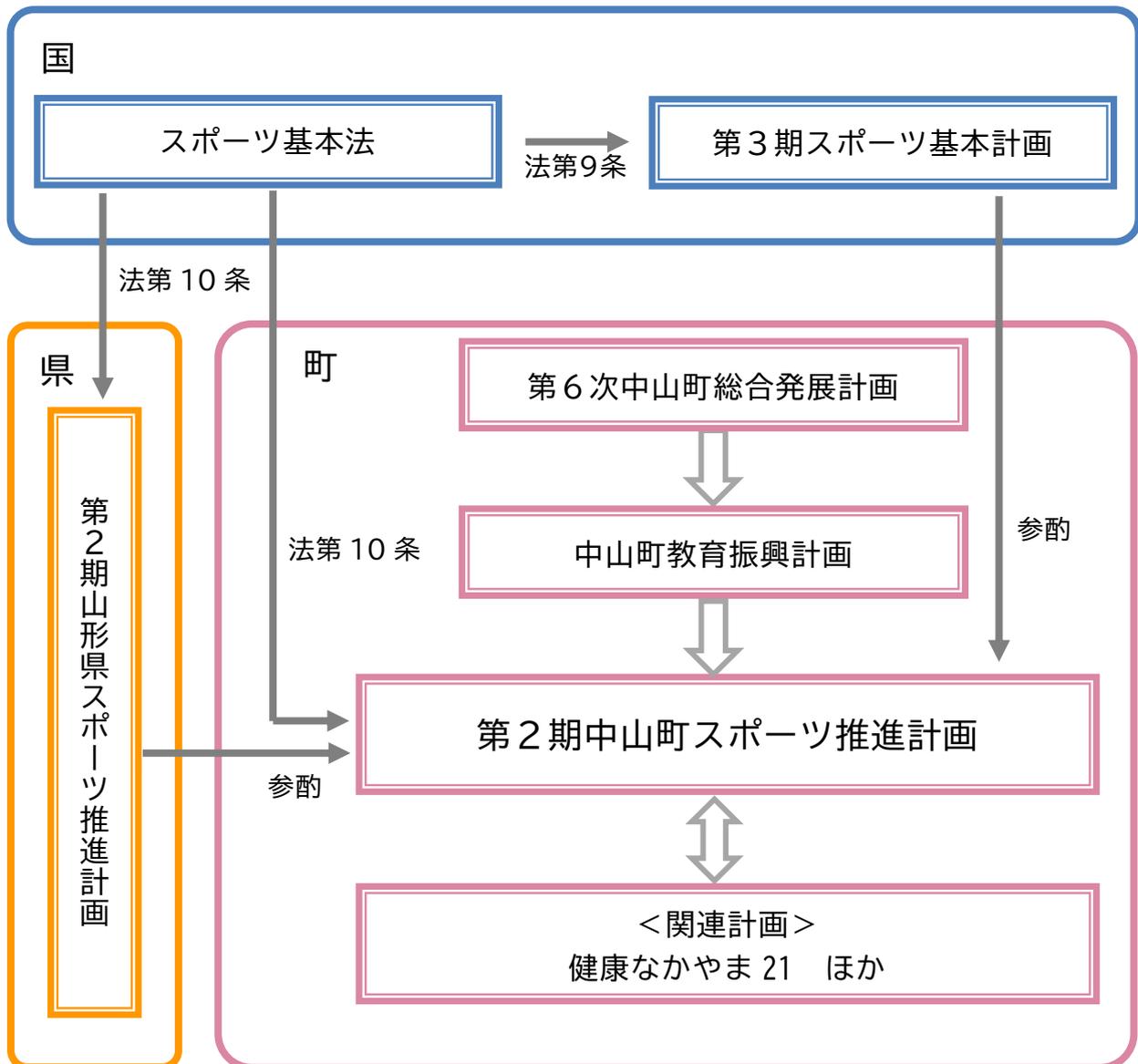
■用語解説

- ※1 ICT（Information and Communication Technology）の略で、情報通信技術を活用した仕組み・サービスの総称をいう。
- ※2 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
- ※3 スポーツ基本法の理念を具体化し、今後の我が国のスポーツ施策の具体的な方向性を示すものとして、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための重要な指針として位置づけられるもの。

2 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法^{※1}第10条第1項に基づき、地方の実情に即した「地方スポーツ推進計画」として中山町教育委員会が策定するものであり、国の「第3期スポーツ基本計画」及び「第2期山形県スポーツ推進計画」を参酌し、中山町が目指す将来像を示す「第6次中山町総合発展計画」や関連計画におけるスポーツの振興を着実に推進するための計画として位置付けます。

【計画の位置づけ】



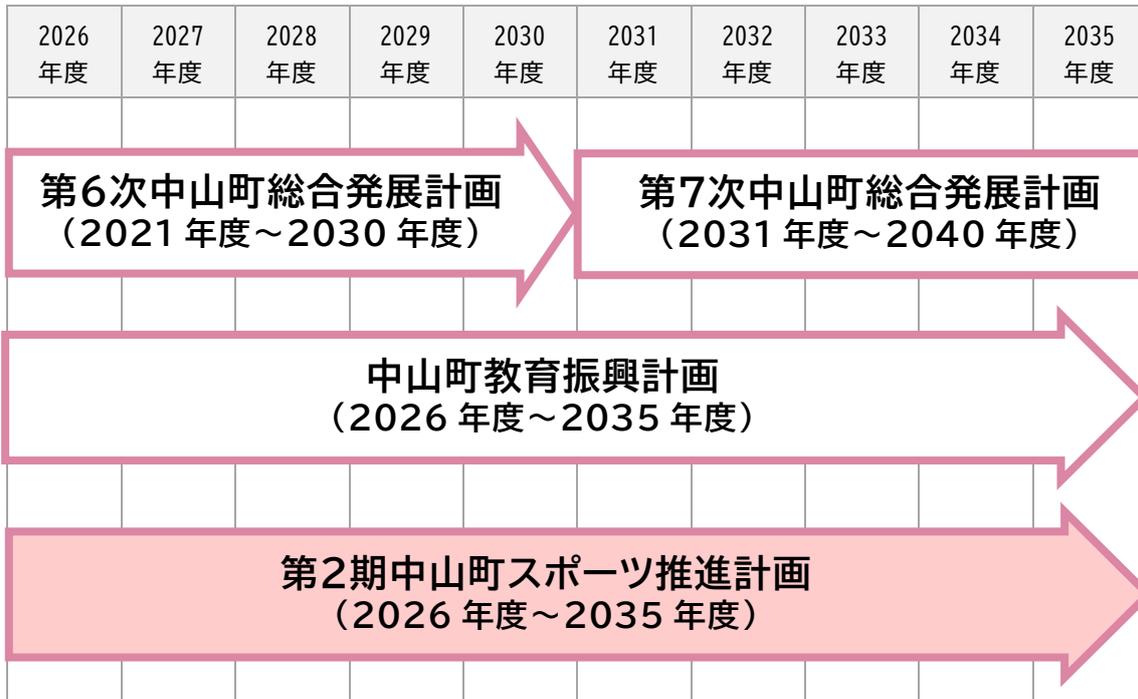
■用語解説

※1 1961年（昭和36年）に制定されたスポーツ振興法（1961年（昭和36年）法律第141号）を50年ぶりに改正し、スポーツに関して、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の債務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるもの。

3 計画期間

本計画の期間は、2026年（令和8年）度から2035年（令和17年）度までの10年間とします。

【計画期間】



4 計画の対象とするスポーツの範囲

スポーツ基本法において、スポーツは「世界共通の人類の文化である」「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」とされています。

スポーツ基本計画においては、「スポーツには、競技スポーツに加え、散歩やダンス・健康体操、ハイキング・サイクリング、野外活動やスポーツ・レクリエーション活動も含まれており、正に文化としての身体活動を意味する広い概念」とされています。

この考え方を踏まえ、本計画ではスポーツを幅広く捉え、競技としてのスポーツだけではなく、野外活動やスポーツ・レクリエーション活動等についても対象とします。

スポーツを「する」ことだけではなく、スポーツ観戦などのスポーツを「みる」こと、スポーツ指導やボランティア活動などのスポーツを「ささえる」ことなども含みます。

5 持続可能な開発目標（SDGs※1）について

本計画では、各施策に関連する目標に配慮しながら着実に推進することでSDGsの達成を目指していきます。SDGsとは、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」ことを理念とした持続可能な開発目標の略称です。国連加盟国193か国が2030年（令和12年）までに達成する目標として掲げたもので、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

本計画に関連するSDGsの目標は、以下のとおりです。



■用語解説

※1 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、2030年までに達成すべき国際目標。

6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、スポーツ協会やスポーツ少年団、学識経験者、学校関係者等で構成される「中山町スポーツ推進審議会」において、基本理念や基本目標、施策の方向性等について審議を行いました。

また、本町スポーツの現状や課題、ニーズ等を把握するため、町民やスポーツ関係者に対するアンケート調査を実施し、計画策定にあたる基礎資料として活用しました。

計画素案を作成した段階でパブリックコメントを行い、町民の意見の反映に努めました。

【町民へのアンケート調査】

調査目的	中山町スポーツ推進計画後期改定計画が 2025 年（令和 7 年）度末をもって計画期間が終了することから、10 年間の計画期間の効果検証を行うため、アンケート調査を実施しました。
調査地域	中山町全域
標本抽出	住民基本台帳から 16 歳から 79 歳までを対象に無作為抽出
調査方法	郵送で配布し、以下の 3 つの方法で回収 1) Google フォームへの回答 2) 事務室窓口への持参 3) 返信用封筒による返送
調査期間	2025 年（令和 7 年）3 月 10 日（月）～3 月 28 日（金）
調査対象	16 歳から 79 歳までの町民 700 名
回収票数・回収率	302 票（回収率 43%）

【スポーツ関係者へのアンケート調査】

調査目的	スポーツ団体の活動状況や活動にあたる課題、スポーツ振興にあたる意見等を把握し、計画策定における基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。
調査地域	中山町全域
標本抽出	中山町スポーツ協会及び中山町スポーツ少年団の全団体を対象
調査方法	郵送で配布し、以下の 3 つの方法で回収 1) WEB フォームへの回答 2) 事務室窓口への持参 3) 返信用封筒による返送
調査期間	2025 年（令和 7 年）9 月 19 日（金）～10 月 10 日（金）
調査対象	中山町スポーツ協会及び中山町スポーツ少年団 22 団体
回収票数・回収率	14 票（回収率 64%）

第2章

中山町の現状と課題

1 社会状況の変化

(1) スポーツの価値の再確認

新型コロナウイルスが5類感染症に移行し、スポーツ活動が活発に行われるようになったことにより、スポーツが私たちの生活や社会に与える重要な価値（例：健康の保持及び増進やストレス解消、交流促進など）が再確認されました。

(2) 人口減少と少子化・高齢化の進行

特に地方において人口減少や少子化・高齢化が進み、スポーツに参画する者や担い手が不足するなど、スポーツ環境の維持がますます困難になると見込まれています。

一方で、高齢化が急速に進行し、「人生100年時代」を迎える中、年齢を問わず生き活きと活躍できるよう、若い頃からライフステージに応じた健康づくりに取り組み、健康を保持及び増進し、健康寿命を延伸することが重要になっています。

(3) ライフスタイルや価値観の変化・多様化

働き方改革の推進やデジタル技術の発展等によるライフスタイルや価値観の変化により、「物の豊かさ」よりも「心の豊かさやゆとりある生活」を重視する人が増加するなど、人々の求める豊かさが多様化しています。

また、近年、身体的・精神的・社会的に幸福な状態を表す概念として「ウェルビーイング※1」という価値観が注目されており、スポーツがその実現に向けた手段の一つとして期待されています。

■用語解説

※1 身体的・精神的・社会的に良好で満たされた状態を指し、単に病気や障がいがないことだけでなく、“心を含めた幸福感”を意味する。

(4) デジタル技術の発展と活用

これまでにないスピードで、AI※¹やIoT※²、VR※³（仮想現実）・AR※⁴（拡張現実）などの技術革新が進んでおり、これらの活用により、「する」「みる」「ささえる」それぞれの場面における新たなスポーツの発展が期待されています。

(5) SDGs の推進、多様性の尊重

持続可能な社会を目指し様々な分野で取り組みが進められている中、スポーツにおいても、健康やジェンダー平等などのSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取り組みの推進や多様性の尊重が求められています。

(6) スポーツの社会活性化等に寄与する価値への期待の高まり

少子高齢化の加速やウェルビーイングの考え方の浸透など社会が急速に成熟・変化していることに伴い、スポーツに求められる役割も幅広くなっています。楽しさや喜びといった、「スポーツそのものが有する価値」だけではなく、スポーツを通じて、他の分野に貢献し、地域・経済活性化やつながりの機会を創出する等、「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」への期待が高まってきています。

■用語解説

- ※1 AI (Artificial Intelligence) の略で、人間の知的な働きをコンピュータで実現しようとする技術のこと。
- ※2 IoT (Internet of Things) の略で、身の回りのさまざまな機器やモノがインターネットにつながり、情報の収集・分析・連携が行える仕組みのこと。
- ※3 VR (Virtual Reality) の略で、コンピュータ技術を用いて仮想的な空間や体験を再現する技術のこと。
- ※4 AR (Augmented Reality) の略で、現実の世界にデジタル情報を重ねて表示する技術のこと。

2 国や県の動向

(1) 国の動向

①スポーツ庁の発足

スポーツ基本法の制定や東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催等を背景とし、スポーツに関連する施策を総合的に推進するため、2015 年（平成 27 年）10 月にスポーツ庁が創設されました。

②東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、史上初めて、開催が 1 年延期されたものの、オリンピックが 2021 年（令和 3 年）7 月 23 日から 8 月 8 日まで、パラリンピックが同年 8 月 24 日から 9 月 5 日までの日程で開催されました。

メダル獲得数は、オリンピックが金メダル 27 個を含む過去最高となる計 58 個、パラリンピックが金メダル 13 個を含む過去 2 番目となる計 51 個となりました。

また、57 年ぶりとなる日本での夏季大会として、「全員が自己ベスト」「多様性と調和」「未来への継承」を 3 つの基本コンセプトとし、大会スタッフやボランティアなど多くの国民が参加しました。

③第 3 期スポーツ基本計画の策定

第 2 期スポーツ基本計画期間中の出来事や社会状況の変化などを踏まえ、2022 年（令和 4 年）3 月に第 3 期スポーツ基本計画が策定され、2022 年（令和 4 年）度から 2026 年（令和 8 年）度までの 5 年間のスポーツ政策の目指すべき方向性等が示されました。

(2) 県の動向

①山形県スポーツコミッションの設立

国内外からのスポーツ大会、合宿等の誘致や受入支援、スポーツ施設・観光資源等に関する情報発信を行うとともに、スポーツツーリズム^{※1}などスポーツを核にした交流による地域活性化を図ること等を目的として、2018年（平成30年）10月に山形県スポーツコミッションが設立されました。

②山形県スポーツ推進条例の制定

スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、スポーツを通じて健康で豊かな県民生活と活力ある地域社会を実現することを目指し、2019年（平成31）年3月に山形県スポーツ推進条例を制定されました。

③第2期山形県スポーツ推進計画の策定

山形県スポーツ推進計画及び山形県スポーツ推進計画＜後期改訂計画＞の期間中の出来事や社会情勢の変化などを踏まえ、2025年（令和7年）3月に第2期山形県スポーツ推進計画が策定され、2025年（令和7年）度から2029年（令和11年）度までの5年間のスポーツ政策の目指すべき方向性等が示されました。

■用語解説

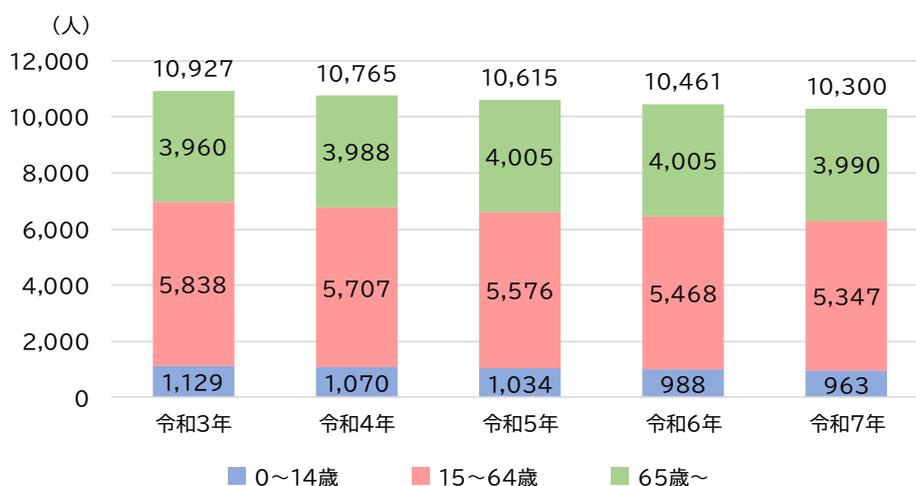
※1 プロスポーツなどの観戦やマラソン、ウォーキングなどのスポーツイベントへの参加を目的とし、開催地周辺の観光と組み合わせた旅行スタイルをいう（旅行者が全国どこでもスポーツに親しめるような環境の整備や提供も含まれる）。

3 町の動向

(1) 中山町内の居住人口

本町の総人口は減少傾向となっており、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口が減少しています。一方で、65歳～の老年人口は増加しており、少子高齢化の進行が見られます。

【中山町内の居住人口】



出典：住民基本台帳（各年9月末現在）

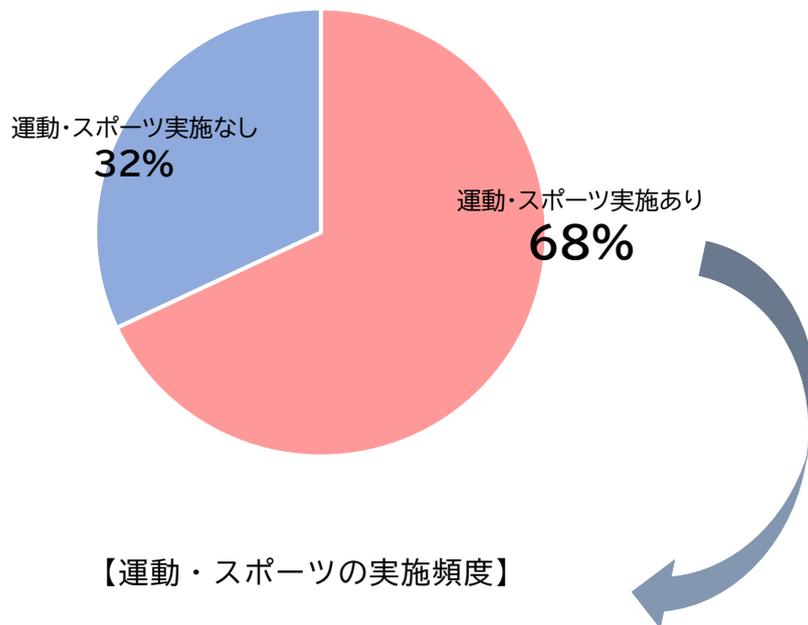
(2) 町民のスポーツ実施状況

①運動・スポーツの実施状況・実施頻度

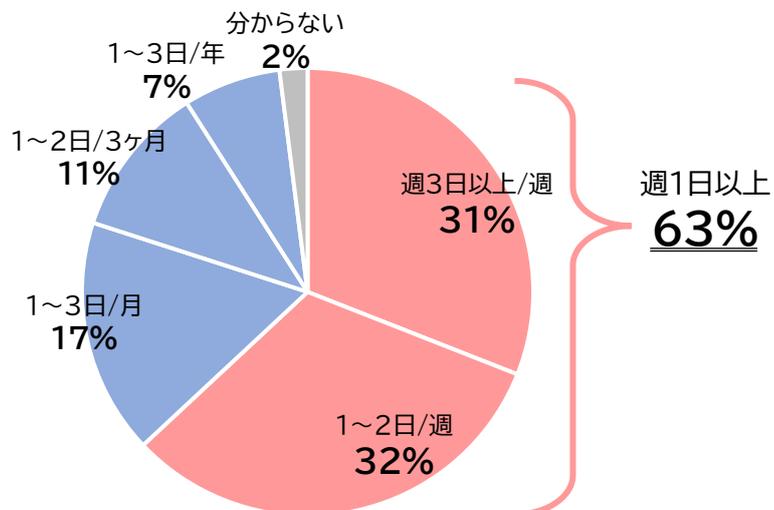
本町が令和7年度に実施した住民アンケート調査の結果をみると、町民がこの1年間に行った運動・スポーツの実施状況では、「運動・スポーツ実施あり」が68%、「運動・スポーツ実施なし」が32%となっています。

また、運動・スポーツを実施している人の実施頻度では、「週1日以上」が63%となっています。過年度に実施した調査では、「週1日以上」が55%となっており、実施頻度の向上が見られます。

【運動・スポーツの実施状況】



【運動・スポーツの実施頻度】



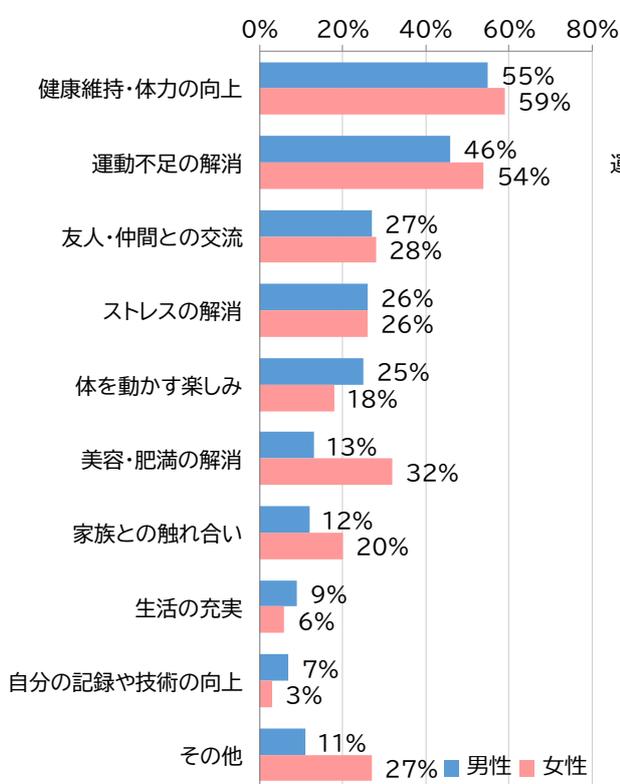
出典：令和7年度住民アンケート調査結果

②運動・スポーツを行う理由・行わない理由

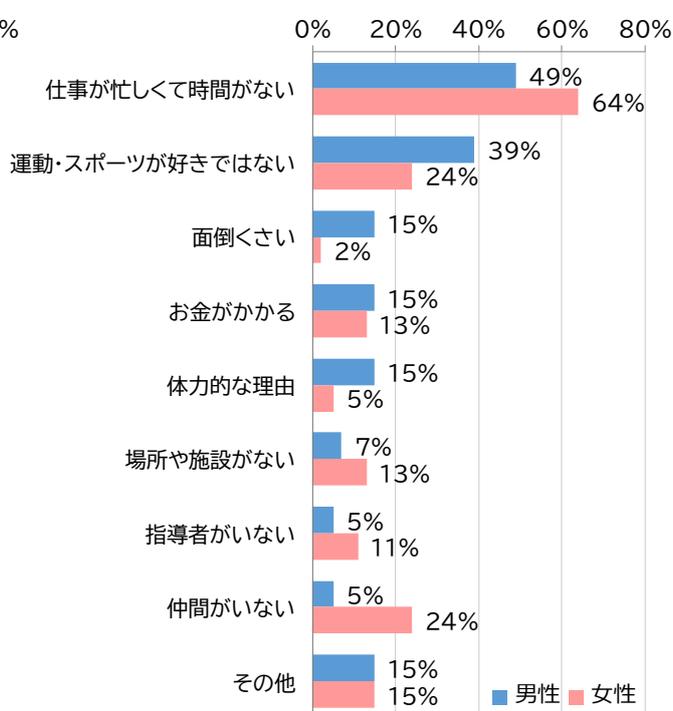
運動・スポーツを行う理由としては、男性・女性ともに「健康維持・体力の向上」「運動不足の解消」が高くなっています。この傾向は過年度に実施した調査とほぼ同様の結果となっており、自身の健康に関心の高い人が運動やスポーツに取り組んでいることが推察されます。

運動・スポーツを行わない理由としては、男性・女性ともに「仕事（家事・育児を含む）が忙しくて時間がない」が最も高くなっています。また、男性では「運動・スポーツが好きではない」が女性に比べ高く、女性では「仲間がいない」が男性に比べ高くなっています。

【運動・スポーツを行う理由】



【運動・スポーツを行わない理由】



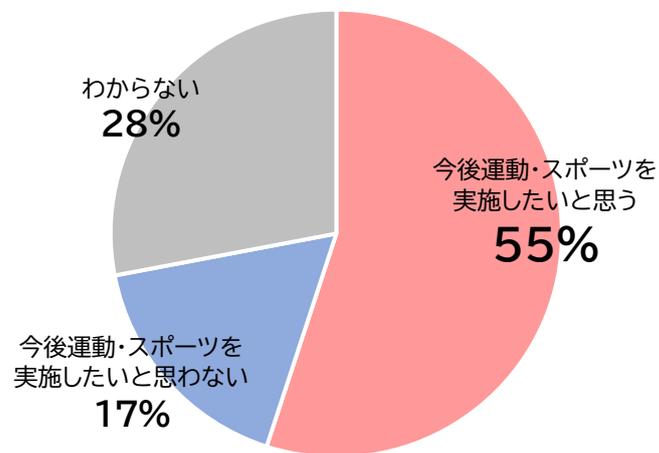
出典：令和7年度住民アンケート調査結果

③運動・スポーツの実施意向

今後の運動・スポーツの実施意向では、「今後運動・スポーツを実施したいと思う」が55%、「今後運動・スポーツを実施したいと思わない」が17%、「わからない」が28%となっています。

過年度に実施した調査では、「今後運動・スポーツを実施したいと思う」が68%、「今後運動・スポーツを実施したいと思わない」が11%、「わからない」が21%となっており、運動・スポーツに対する意欲の低下が推察されます。

【運動・スポーツの実施意向】



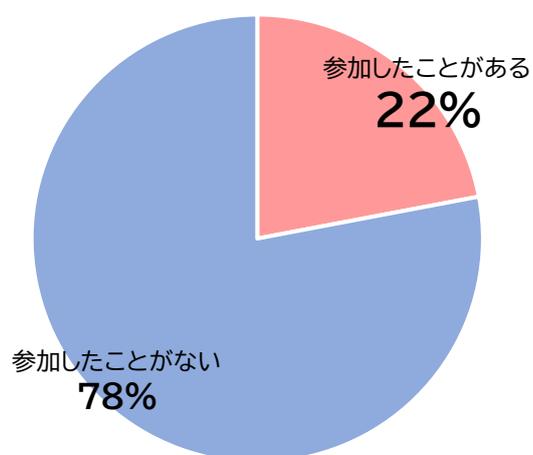
出典：令和7年度住民アンケート調査結果

(3) スポーツ・レクリエーション行事への参加状況

スポーツ・レクリエーション行事への参加状況では、「参加したことがある」が22%、「参加したことがない」が78%となっています。

過年度に実施した調査では、「参加したことがある」が28%、「参加したことがない」が72%となっており、参加率の低下が見られます。

【スポーツ・レクリエーション行事への参加状況】



出典：令和7年度住民アンケート調査結果

(4) 中山町管理のスポーツ施設

中山町が管理しているスポーツ施設・学校開放事業は以下のとおりであり、町民やスポーツ少年団、スポーツ協会など、幅広い方々が気軽にスポーツに触れることができる環境となっています。

【中山町管理のスポーツ施設・学校開放事業】

スポーツ施設	学校開放事業
中山町総合体育館	長崎小学校（体育館、グラウンド）
中山町民グラウンド	豊田小学校（体育館、グラウンド）
中山町民テニスコート	中山中学校 （体育館：アリーナ・柔道場・剣道場、 グラウンド、ピロティ、人工芝グラ ウンド、テニスコート）
屋内ゲートボール場「すぱーく中山」	
最上川中山緑地グラウンド・ゴルフ場 （ひまわりグラウンド・ゴルフ場）	
中山町民プール	

(5) 中山町スポーツ協会専門部・中山町スポーツ少年団

中山町スポーツ協会は、町内で一番歴史のある団体です。現在 14 のスポーツ種目別の専門部で構成されており、各団体内事業に加え、各種スポーツ大会や教室の開催、スポーツ少年団の育成など、本町のスポーツ団体の核となり活動しています。

スポーツ少年団は、現在 8 のスポーツ種目別の団体で構成されており、スポーツ活動を中心としながらも文化活動、奉仕活動、野外活動等により青少年の健全育成を促す幅広い活動を行っています。

【中山町スポーツ協会専門部・スポーツ少年団】

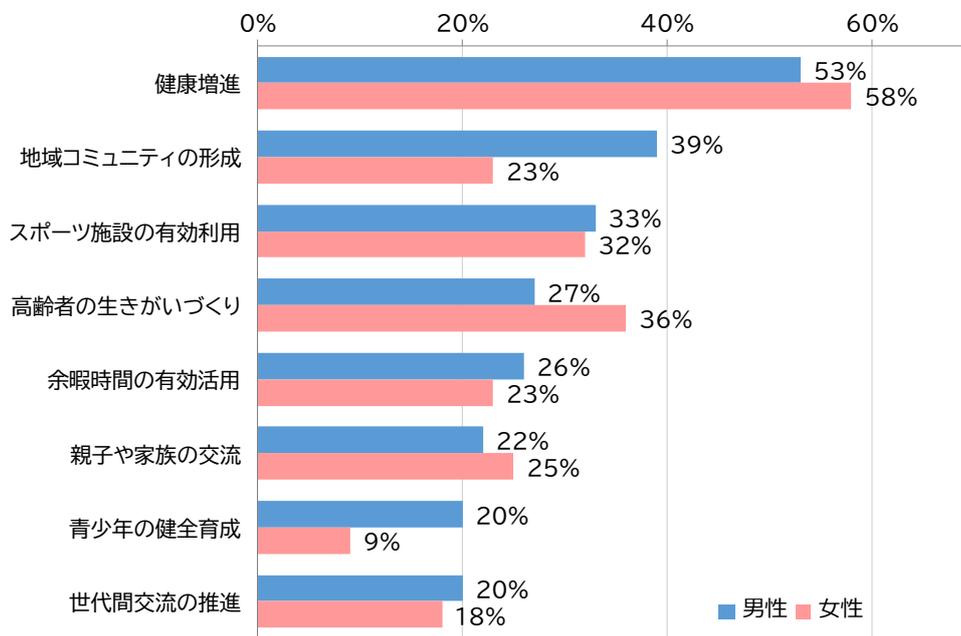
スポーツ協会専門部	スポーツ少年団
柔道部	中山ジュニア野球スポーツ少年団
剣道部	FC 中山スポーツ少年団
野球部	中山バスケットボールスポーツ少年団
卓球部	中山剣道スポーツ少年団
サッカー部	中山柔道スポーツ少年団
バレーボール部	中山卓球スポーツ少年団
バスケットボール部	中山ソフトテニススポーツ少年団
テニス部	中山 Jr ローンテニススポーツ少年団
バドミントン部	
インディアカ部	
グラウンドゴルフ部	
ペタンク部	
スキー部	
空手道部	

(6) 地域スポーツの推進

①地域スポーツの推進に期待すること

地域スポーツの推進に期待することでは、男性・女性ともに「健康増進」が最も高くなっています。また、男性では「地域コミュニティの形成」「青少年の健全育成」が女性に比べ高く、女性では「高齢者の生きがいづくり」が男性に比べ高くなっています。

【地域スポーツの推進に期待すること】

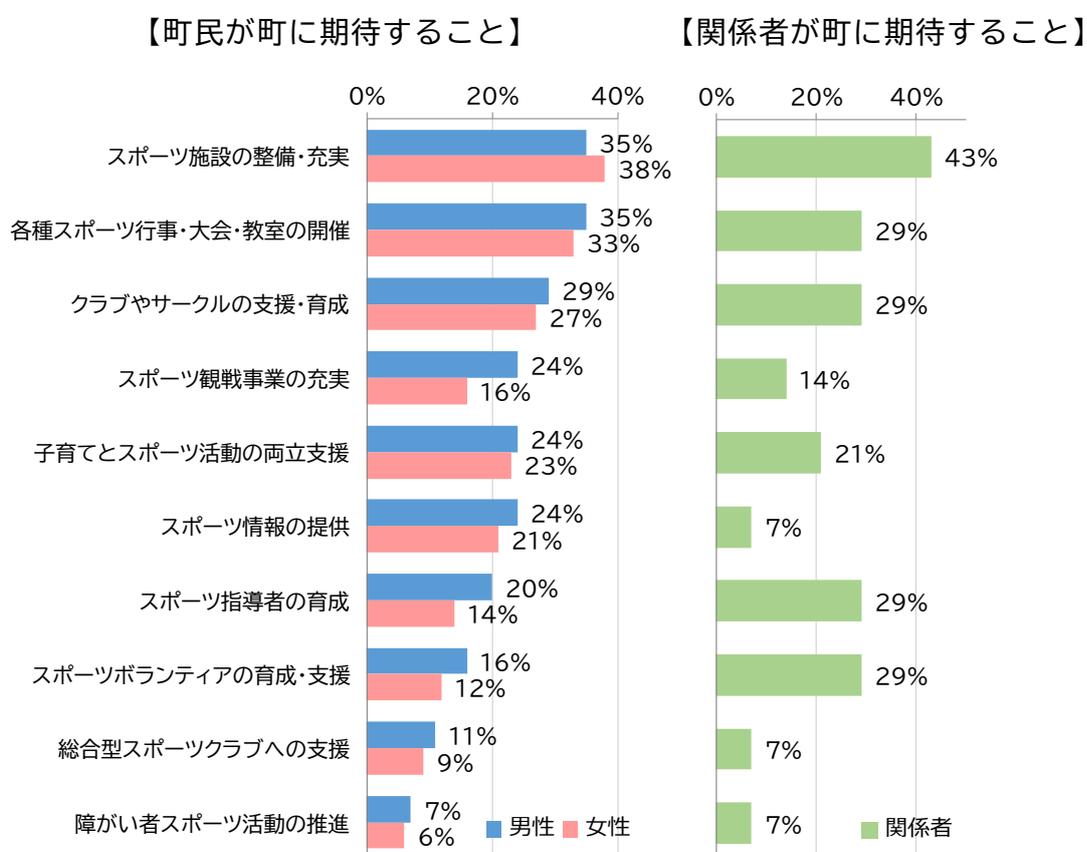


出典：令和7年度住民アンケート調査結果

②町に期待すること

町民が町に期待することでは、男性・女性ともに「スポーツ施設の整備・充実」「各種スポーツ行事・大会・教室の開催」が高くなっており、ソフト・ハード両面の施策への期待が見られます。

スポーツ関係者では、町民と同様に「スポーツ施設の整備・充実」「各種スポーツ行事・大会・教室の開催」が高くなっている一方で、「クラブやサークルの支援・育成」「スポーツ指導者の育成」「スポーツボランティアの育成・支援」など、クラブへの支援や人材育成に関するニーズが見られます。



出典：令和7年度住民アンケート調査結果、令和7年度スポーツ関係者へのアンケート調査結果

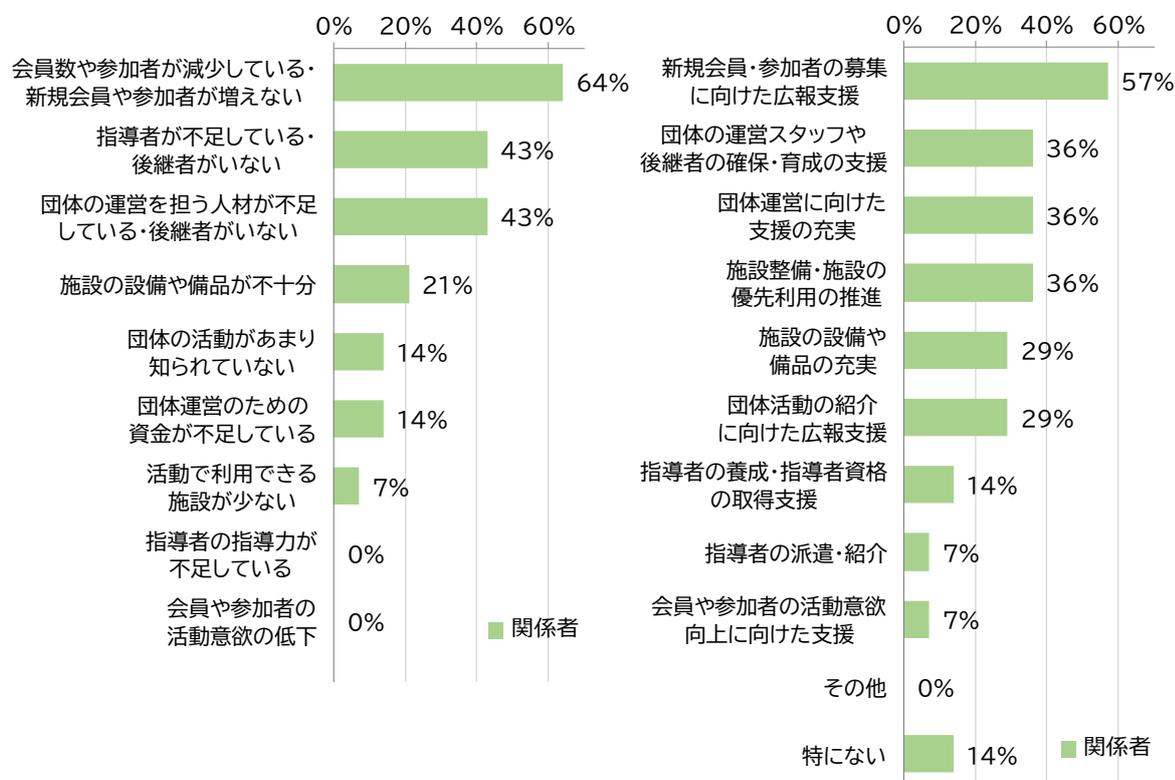
③団体の運営や活動での課題・町に望む支援

スポーツ関係者の団体運営や活動における課題では、「会員数や参加者が減少している・新規会員や参加者が増えない」「指導者が不足している・後継者がいない」「団体の運営を担う人材が不足している・後継者がいない」などが挙げられています。

町に望む支援では「新規会員・参加者の募集に向けた広報支援」「団体の運営スタッフや後継者の確保・育成の支援」「団体運営に向けた支援の充実」など、課題に対応する支援を求める声が見られます。

【団体運営や活動における課題】

【町に望む支援】



出典：令和7年度スポーツ関係者へのアンケート調査結果

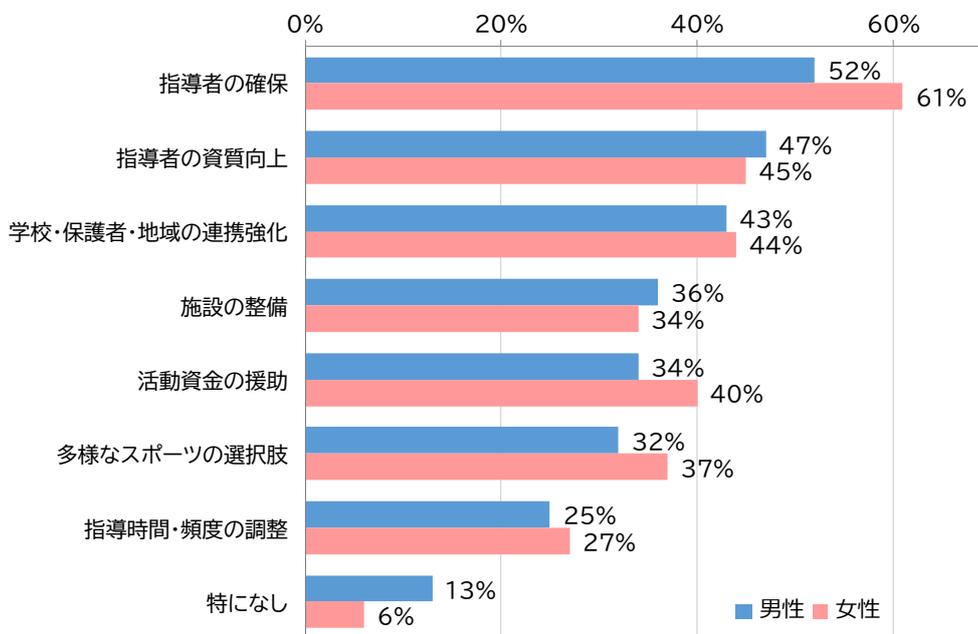
(7) 中学校部活動の地域展開

①中学生の地域スポーツ活動の充実に求められること

中学生の地域スポーツ活動の充実に求められることでは、男性・女性ともに「指導者の確保」「指導者の資質向上」「学校・保護者・地域の連携強化」が高くなっています。

中学生の地域でのスポーツ活動の充実を図るためには、「人」の確保とその人々との「ネットワーク」の構築が不可欠であることを示唆していると推察されます。

【中学生の地域スポーツ活動の充実に求められること】

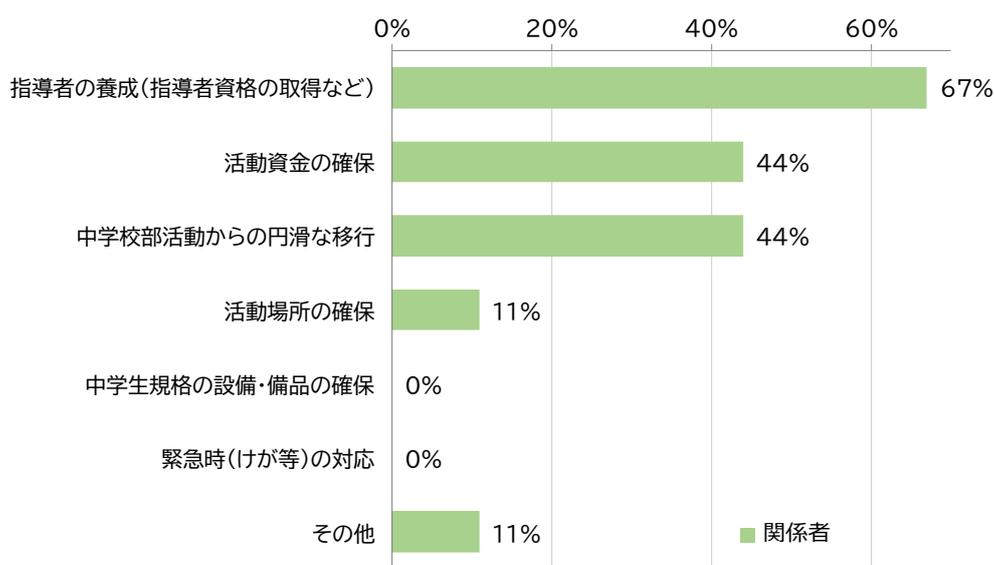


出典：令和7年度住民アンケート調査結果

②中学校部活動の地域展開において抱えている課題

スポーツ関係者のうち、中学校部活動の地域展開に関わる関係者では、「指導者の養成(指導者資格の取得など)」「活動資金の確保」「中学校部活動からの円滑な移行」等の課題が見られます。

【中学校部活動の地域展開において抱えている課題】



出典：令和7年度スポーツ関係者へのアンケート調査結果

4 前期計画の取り組み状況

中山町スポーツ推進計画（後期改定計画）の期間内において、主に以下のような取り組みを進めてきました。

「する」スポーツ

- 中山すももウォーキング、ひまわり杯バスケットボール大会、町民ゴルフ大会への開催補助
- 中山町スポーツ協会や中山町スポーツ少年団への支援、NPO法人中山総合スポーツクラブとの協力・連携
- なかやま健幸くらぶ^{※1}事業の推進
- 優秀な成績を収めた選手への選手激励金の交付、優秀な成績を収めた選手やスポーツの振興に貢献した者等の表彰
- 学校施設開放事業の継続、総合体育館への気化式冷風機の導入、スポーツ振興くじ助成金^{※2}の積極的な活用
- 施設予約システムの導入検討、町ホームページでの施設情報の紹介
- 子どもを対象としたスポーツプログラムや体力づくりプログラムなどの提供
- 「放課後子ども教室^{※3}」「放課後児童クラブ^{※4}」「スポーツクラブ」等による児童・生徒が運動に親しむ機会の創出
- 中山町における部活動と地域等の連携の在り方に関する検討委員会の開催

「みる」スポーツ

- 県内プロスポーツイベントの開催情報の発信
- モンテディオ山形「市町村応援デー」の実施、東北楽天ゴールデンイーグルス中山町支援本部事業の実施
- 広報・ホームページ等による各種スポーツ大会の開催情報の発信
- 東京オリンピック・パラリンピック関連情報の発信

■用語解説

- ※1 「歩く」ことを中心にして健康づくりを推進することにより、町民の健幸（健康で幸せであること）を目指し、町民の健幸寿命の進展、医療費及び介護給付費の抑制、地域コミュニティの活性化を図ることを目的に実施しているもの。
- ※2 独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）が、スポーツ振興くじの収益をもとに、地方公共団体等が行うスポーツ振興を目的とする事業に対して助成を行うもの。
- ※3 放課後子ども総合プランに基づき、週末における子どもたちの安全・安心な活動拠点を確保しながら地域の方々の参画を得て、学習活動、スポーツや文化芸術活動、交流活動等を通じ、子どもたちの豊かな人間性を生み出すことを目的に実施しているもの。
- ※4 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の子どもたちを対象に、授業終了後に児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を提供することにより、その健全な育成を図る取り組みを行っているもの。

「ささえる」スポーツ

- 指導者の資質向上のための講習会の実施、指導者の実技指導能力向上のための事業の実施
- 東北楽天ゴールデンイーグルス中山町支援本部事業の実施
- 中山すももウォーキングにおける町内外企業からの協賛
- スポーツ指導者の資質向上に向けた日本体育大学教授による講演会開催
- 宝くじスポーツフェア「ドリーム・ベースボール事業」における仙台大学女子野球部からの事業サポート
- スポーツ指導者等資格取得補助金の交付

「つながる」スポーツ

- 中山町スポーツ少年団における親子交流事業の実施
- 幼児を対象とした運動遊び教室の開催
- スポーツイベントにおける産業振興課との連携によるマルシェ等の出店
- スポーツ関係者（NPO法人中山総合スポーツクラブ、中山町スポーツ協会、中山町スポーツ少年団、中山町スポーツ推進委員※¹等）との連携による町内イベントの開催

※主な取り組みを抜粋して掲載

5 数値目標の達成状況

計画を着実に推進するための目安として、「中山町スポーツ推進計画 後期改定計画」において再設定した 2025 年（令和 7 年）度における数値目標の達成状況は以下のとおりです。

指標	2016 年	2019 年	2025 年	
	実績値	実績値	実績値	目標値
16 歳以上の町民のうち、運動・スポーツを行ってみたいと思う割合	74%	68%	<u>55%</u>	80%
16 歳以上の町民のうち、週 1 回以上運動・スポーツを行う割合	38%	55%	<u>63%</u>	60%
16 歳以上の町民のうち、町や各地区で開催するスポーツ・レクリエーション行事に参加する割合	23%	28%	<u>22%</u>	35%

■用語解説

※1 スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整やスポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導及び助言などを行う者（スポーツ基本法第 32 条に基づき市町村教育委員会が委嘱する委員で任期 2 年の非常勤公務員）。

6 本町スポーツ振興における主な強み・課題

前期計画の取り組みや各種アンケート調査結果、本町を取り巻く状況の変化等を踏まえながら、スポーツ振興における主な強み・課題を以下のとおり整理しました。

①幼児期をはじめ、ライフステージに応じたスポーツ機会の創出

幼児期から小学生までを対象とした運動教室や体力づくりプログラムなどを継続して実施しており、早い時期から運動に親しめる機会があることは本町の強みです。

一方で、住民アンケート調査では、「時間がない」「仲間がない」などの理由から運動・スポーツに参加できていない方も見られます。少子高齢化の進行が見られる中で、ライフステージが変化しても継続的にスポーツに関われるよう、スポーツ機会の充実を図る必要があります。

②スポーツ関係者との連携の強化

スポーツ協会やスポーツ少年団等との顔の見える連携体制により、地域全体でスポーツ事業が展開されています。

一方で、スポーツ関係者へのアンケート調査では、指導者・後継者の不足や団体運営を担う人材の確保が課題として挙げられています。団体の自主的・持続的な運営に向けた後方支援とともに、スポーツ関係者との連携をさらに強化し、地域全体でスポーツ事業の展開を図る必要があります。

③スポーツ環境の整備と利便性の向上

中山町総合体育館は、町のスポーツ活動を支える中心的な施設であり、多くの団体や住民に利用されています。しかし老朽化等により、スポーツ関係者からは、施設環境の改善を望む声が多く、大規模改修を見据えた検討が必要です。

また、ICTの活用や予約システムの導入など、利便性の向上につながる環境整備を図る必要があります。

④住民主体のスポーツ推進による地域コミュニティの活性化

住民主体で実施されている参加型イベントは、世代や地域の垣根を越えて町民同士がつながる貴重な機会であり、本町の特色ともいえる取り組みです。

一方で、地域におけるスポーツ・レクリエーション行事への参加率は低下傾向にあり、参加のきっかけづくりが課題となっています。住民主体のスポーツを継続し、参加しやすい環境づくりを推進することで、地域コミュニティの活性化につなげていくことが重要です。

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町では、2016年（平成28年）度に策定した「中山町スポーツ推進計画」において、「中山町民憲章」や「キャッチフレーズ」に掲げられた内容を実現するための基本理念として、「町民一人1スポーツで、スポーツがつなぐ人と人 ～スポーツで心豊かな人生と明るい中山町～」を掲げ、スポーツに関する取り組みを行ってきました。

「第2期中山町スポーツ推進計画」では、これまで築き上げてきた基本理念を尊重し継承しながら、『スポーツが人と人をつなぎ、スポーツを楽しむことで、心豊かで活力ある中山町の実現を目指す』という思いを込めて、基本理念を次のように設定し、スポーツ推進に関する取り組みをより一層総合的・計画的に進めていきます。

スポーツがつなぐ人と人 ～スポーツを楽しみ、心豊かで活力ある中山町～

『中山町民憲章』 1979年（昭和54年）11月3日制定

わたくしたちは、最上川の流れる豊かな自然と、すぐれた伝統をもつ、中山町の町民です。愛する郷土の未来をひらくため、町民みんなの誓いとして、この憲章を定めます。

- 1 自然を愛し 環境をととのえ 美しい町をつくりましょう
- 1 教養をたかめ スポーツにしたしみ 文化の町をつくりましょう
- 1 勤労をとうとび 健康につとめ 豊かな町をつくりましょう
- 1 親切をつくし たがいに助け合い 明るい町をつくりましょう
- 1 きまりを守り 心をあわせ 住みよい町をつくりましょう

『キャッチフレーズ』 1980年（昭和55年）4月22日制定

スポーツとフルーツ 伸びゆく町 なかやま

2 基本目標

本町ではこれまで、「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」「つながるスポーツ」の視点でスポーツ振興を図ってきました。

しかしながら、近年スポーツを取り巻く環境は大きく変化をしています。こうした中、スポーツ庁の第3期スポーツ基本計画では「する」「みる」「ささえる」というスポーツ活動を通して、スポーツが持つ楽しさや感動を分かち合うようなスポーツ文化の成熟を図るのみならず、「スポーツをつくる/はぐくむ」「スポーツであつまり、ともに、つながる」「スポーツに誰もがアクセスできる」という新たな視点により、スポーツの価値をさらに高め、地域活性化や健康長寿社会の実現、国際理解の促進等、社会活性化等に寄与するため施策が展開されています。

本町においても、これまで培ってきた「する」「みる」「ささえる」スポーツを通じて、スポーツの価値である楽しさや喜び、感動をもたらすのみならず、スポーツ活動を通して人と人が「つながる」こと、そして、新たな視点である「つくる/はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」という視点により、スポーツの価値を高める施策を展開することにより、社会活性化等に寄与することを目指し、以下の基本目標を定め、施策を推進していきます。

- 基本目標 1 多様なニーズに応じたスポーツ活動の推進
- 基本目標 2 スポーツ推進をささえる環境の整備・充実
- 基本目標 3 スポーツによる地域活性化・まちづくりの推進

3 施策体系

基本目標1
多様なニーズに
応じたスポーツ
活動の推進

(1) スポーツに親しむ機会の創出

- ① スポーツイベントの実施
- ② 各スポーツ団体の活動充実推進

(2) 子どものスポーツ推進

- ① 幼児期からスポーツに触れ合う機会の充実
- ② 子どもの体力向上・スポーツ活動への取り組み
- ③ 学校・地域・関係団体等と連携した部活動改革

(3) 高齢者、障がい者のスポーツ活動の支援

- ① 高齢者のスポーツ活動の支援
- ② 障がい者のスポーツ活動の支援

(4) 女性のスポーツ活動の支援

- ① 女性のスポーツ活動の支援

(5) 競技スポーツ・パラスポーツの推進

- ① 競技スポーツ・パラスポーツの推進

基本目標2
スポーツ推進を
ささえる環境の
整備・充実

(1) スポーツ環境の整備・検討

- ① スポーツ施設の整備・検討
- ② 利用しやすい施設サービスの検討(DXの推進)
- ③ スポーツにおける安全・安心の確保

(2) スポーツ指導者やスポーツボランティアの育成・支援

- ① スポーツ指導者やスポーツボランティアの育成
- ② 東北楽天ゴールデンイーグルス中山町支援本部における事業の推進

(3) スポーツにおける企業、大学との連携

- ① 民間のスポーツ振興力の活用
- ② 大学との連携・協働

基本目標3
スポーツによる
地域活性化・
まちづくりの推進

(1) スポーツによる町の活性化

- ① スポーツツーリズムの推進(スポーツと観光の融合)
- ② スポーツ団体の連携

(2) スポーツを通じた町民の一体感の創出

- ① ライフステージに応じた、スポーツ(運動)活動による町民一体感の創出

(3) スポーツを応援する気運の醸成

- ① プロスポーツチーム等の地域密着支援
- ② スポーツ大会開催情報の発信

第4章

施策の展開

基本目標1 多様なニーズに応じたスポーツ活動の推進

(1) スポーツに親しむ機会の創出

①スポーツイベントの実施

スポーツは、各年代にわたる健康の保持増進、体力の向上だけでなく、青少年では人間形成に多大な影響を与えるなど、心身の健全な発達に大きな役割を果たします。スポーツを始めるための機会を増やしたり、継続することへの支援をしたりする取り組みを推進します。

主な施策

- スポーツ大会開催事業の推進(拡充)
- スポーツ教室開催事業の推進(拡充)
- なかやま健幸くらぶ事業の推進(継続)
- スポーツに親しみやすい環境の創出(継続)

②各スポーツ団体の活動充実推進

本町のスポーツ団体として、中山町スポーツ協会、中山町スポーツ少年団、NPO法人中山総合スポーツクラブ(総合型地域スポーツクラブ※1)などがあり、それぞれでスポーツ振興の取り組みが行われております。これらの活動を継続的に支援し、団体間で協力・連携することで、スポーツの振興と地域コミュニティの活性化を図ります。また、新しいスポーツ団体の創設を支援します。

主な施策

- 中山町スポーツ協会への支援(継続)
- 中山町スポーツ少年団への支援(継続)
- NPO法人中山総合スポーツクラブとの協力・連携(継続)
- スポーツ団体の創設支援(継続)
- 部活動改革における地域クラブへの支援(新規)

■用語解説

※1 「多世代」「多種目」「多志向」を活動の基本とし、身近な地域でスポーツに親しむことのできる、地域住民が自主的・主体的に運営する地域に根差したスポーツクラブのこと。

(2) 子どものスポーツ推進

① 幼児期からスポーツに触れ合う機会の充実

幼児期からスポーツに触れ合うことは、次の世代の競技者へとつながるきっかけとなります。親子が一緒に参加できるスポーツの機会を提供するとともに、世代を超えた交流やコミュニティづくりにつながる取り組みを推進します。

主な施策

- 親子を対象とした事業の推進(継続)
- 幼児を対象とした「運動遊び」教室の開催(拡充)

② 子どもの体力向上・スポーツ活動への取り組み

子どもの体力や運動能力の現状を把握するとともに、スポーツ団体等が子ども向けの運動に親しむ機会を創出するよう取り組みます。

主な施策

- 体力・運動能力調査の実施とデータ活用(継続)
- 子どもを対象としたスポーツプログラムや体力づくりプログラムなどの提供(拡充)
- 「放課後子ども教室」「放課後児童クラブ」「スポーツクラブ」等で多くの児童・生徒が運動に親しむ機会の創出(継続)

③ 学校・地域・関係団体等と連携した部活動改革

中学校運動部活動における地域の社会人・外部指導者の活用について引き続き支援を行うとともに、部活動に係る制度の変更、社会状況の変化に対応しながら、生徒の希望に応えるための体制、環境づくりを行います。

主な施策

- 地域のスポーツ指導者の活動による指導体制の充実(継続)
- 部活動を地域の活動として実施できる環境の構築(継続)
- スポーツ指導者の資質向上の取り組みの推進(新規)
- 部活動改革における地域クラブへの支援(新規)【再掲】

(3) 高齢者、障がい者のスポーツ活動の支援

① 高齢者のスポーツ活動の支援

町健康福祉課と連携し、高齢者が身近なスポーツ活動を通じて健康づくりを進め、いきいきとした社会生活を送ることができるよう、スポーツ活動の支援を行います。

主な施策

- 高齢者スポーツ・レクリエーション活動の推進(継続)
- なかやま健幸クラブ事業の推進(継続)【再掲】

② 障がい者のスポーツ活動の支援

町健康福祉課と連携し、障がいの有無にかかわらず、誰もがスポーツを楽しみ、健康づくりや交流を通じて豊かな社会生活を送ることができるよう、スポーツ活動の支援を行います。

主な施策

- 障がい者スポーツ・レクリエーション活動の推進(新規)

(4) 女性のスポーツ活動の支援

①女性のスポーツ活動の支援

女性が結婚、妊娠、出産、育児などのライフステージの変化によって運動機会を失いやすい現状や運動を始めたい女性が仲間を見つけにくいという課題を踏まえ、女性が生涯を通してスポーツに親しみ続けられるよう、女性が参加しやすい運動教室等を広報で周知するなど、参加のきっかけづくりとなる取り組みを推進します。

主な施策

- 女性が参加しやすい運動教室等の開催(新規)
- 女性が参加しやすい運動教室等の広報活動(新規)

(5) 競技スポーツ・パラスポーツの推進

① 競技スポーツ・パラスポーツの推進

競技スポーツやパラスポーツのレベルアップにつながる支援や、優秀な成績を収めた者をたたえる取り組みを推進します。市民のスポーツへの関心の高まりや地域における活力の向上につながることから、障がいの有無にかかわらず多様な競技者が活躍できる環境を整え、競技スポーツ・パラスポーツの双方の活動を活性化できるよう支援します。

主な施策

- スポーツで優秀な成績を収めた選手への選手激励金の交付(継続)
- スポーツで優秀な成績を収めた選手やスポーツの振興に貢献した者等の表彰(継続)

基本目標２ スポーツ推進をささえる環境の整備・充実

(1) スポーツ環境の整備・検討

①スポーツ施設の整備・検討

気軽にスポーツに親しむことができるよう、町民のスポーツ活動、健康づくり、交流活動の拠点として、施設の整備・改修などによるスポーツ環境の整備に取り組みます。

主な施策

- 既存施設のLED・長寿命化を含めた合理的な改修の実施(継続)
- 総合体育館の冷房設備の導入や施設の機能強化・改修の実施(新規)
- スポーツ活動の拠点となるよう、施設管理方法の調査・研究(継続)
- 学校施設開放事業の継続(継続)
- スポーツ振興くじ助成金の積極的な活用(継続)

②利用しやすい施設サービスの検討(DXの推進)

利用施設予約システムの導入により、インターネットやスマートフォンでの施設予約を可能とするとともに、スポーツ情報の収集や発信に取り組むなど、スポーツに親しむ環境づくりが出来るよう取り組みます。

主な施策

- 施設予約システムの導入(継続)
- 広報・ホームページ等によるスポーツ情報の発信(継続)

③スポーツにおける安全・安心の確保

スポーツを実施する者が、本人の希望しない理由等でスポーツから離れたり、スポーツに親しむ機会を奪われないよう、心身の安全・安心を確保します。スポーツ指導における暴力・虐待等の根絶やハラスメントの防止、競技中の事故・けがの防止に向けた体制づくりを進め、誰もが安心してスポーツに取り組める環境を整備します。

主な施策

- スポーツ指導者の資質向上の取り組みの推進(新規)【再掲】

(2) スポーツ指導者やスポーツボランティアの育成・支援

①スポーツ指導者やスポーツボランティアの育成

スポーツ推進委員やスポーツ少年団指導者などのスポーツ指導者を対象とした研修を行い、質の高い指導や子どもの発達段階に応じた適切な指導が行えるよう最新の指導技術力向上を図るとともに、新たな人材の発掘に取り組みます。また、スポーツイベント等の機会を通して、スポーツボランティア活動を普及させ、スポーツに対する町民の関心を高めます。

主な施策

- スポーツ指導者に対する講習会の開催(継続)
- 高齢者も含めたスポーツボランティア等の育成・活用(継続)
- 部活動を指導できる人材の育成(継続)

②東北楽天ゴールデンイーグルス中山町支援本部における事業の推進

2005年(平成17年)に結成した「東北楽天ゴールデンイーグルス中山町支援本部」は、官民一体の住民参加型の組織となっています。東北楽天ゴールデンイーグルスと連携し、町の産業スポーツ文化の振興やゆとりと潤いのある生活環境の整備、元気ある町づくりを目指します。東北楽天ゴールデンイーグルスと連携した支援本部事業を推進し、多くの町民の参画を促すことで、プロスポーツに触れる機会の創出を図ります。

主な施策

- 東北楽天ゴールデンイーグルス中山町支援本部における事業の推進を通じた町民ボランティアの参加推進(継続)

(3) スポーツにおける企業、大学との連携

①民間のスポーツ振興力の活用

民間の企業団体が持つスポーツ振興に係るノウハウや設備等を町のスポーツ振興に活用します。

主な施策

- 民間企業の協賛化への体制づくりの推進(継続)

②大学との連携・協働

近隣の大学とスポーツの振興、指導に関する連携・協働を図る体制づくりを進め、2016年(平成28年)8月に締結した日本体育大学との連携協定を活用し、スポーツへの関心を高め、町民の健康増進、町の活性化につなげていきます。

主な施策

- 大学からの指導者派遣の体制づくりの推進(継続)

基本目標3 スポーツによる地域活性化・まちづくりの推進

(1) スポーツによる町の活性化

①スポーツツーリズムの推進（スポーツと観光の融合）

スポーツをきっかけに町内外の人が地域を訪れ、観光や交流へとつながることは、地域活性化や産業振興に寄与する取り組みとして重要です。スポーツイベント開催時には、産業振興課や観光団体等と連携し、マルシェを実施するなど、スポーツだけでなく地域の魅力に触れられる機会を創出し、交流人口の拡大や地域産業の振興を図ります。

主な施策

- スポーツツーリズムの創出・推進(継続)

②スポーツ団体の連携

町内には、中山町スポーツ協会、中山町スポーツ少年団、NPO法人中山総合スポーツクラブ、中山町スポーツ推進委員など、多くの団体が存在していますが、これらの団体が結び付き、町挙げてのスポーツ事業が展開できるよう、連携を図ります。

主な施策

- 団体の連携による町内イベントの開催(継続)

(2) スポーツを通じた町民の一体感の創出

① ライフステージに応じた、スポーツ（運動）活動による町民一体感の創出

子どもから高齢者まで誰もが参加できるスポーツイベントは、地域のつながりや町民同士の一体感を育む重要な機会となります。特に住民主体で実施される参加型イベントは、町民の交流を生み、新たに町に来た住民も参加しやすい場となります。ライフステージに応じた住民主体の参加型イベントを推進することで、地域コミュニティの形成・活性化につなげます。

主な施策

- 住民参加型スポーツイベントの推進（継続）

(3) スポーツを応援する気運の醸成

①プロスポーツチーム等の地域密着支援

山形県には、東北楽天ゴールデンイーグルス、モンテディオ山形、パスラボワイヴァンズなどのプロスポーツチームが存在します。特に東北楽天ゴールデンイーグルスは、当町にある県野球場においてもファーム公式戦を行っていることもあり、これらのプロスポーツの試合情報を発信していきます。

主な施策

- 県内プロスポーツイベント開催情報の発信(継続)
- プロスポーツチームの交流イベント等を通じた地域密着支援(継続)

②スポーツ大会開催情報の発信

町内で開催されるスポーツ大会の情報を発信し会場で応援することで、スポーツを「みる」機運を高める取り組みを推進します。

主な施策

- 広報・ホームページ等による各種スポーツ大会の開催情報の発信(継続)

第5章

計画の推進にあたって

1 数値目標

計画を着実に推進するための目安として、計画の目標年次である 2035 年（令和 17 年）度における目標値を以下のとおり定めます。

数値目標の達成状況については、中山町スポーツ推進審議会で確認し評価を行います。

指標	実績値	目標値	出典
16 歳以上の町民のうち、 運動・スポーツを行ってみたいと 思う割合	55%	70%	住民アンケート調査結果
16 歳以上の町民のうち、 週 1 回以上運動・スポーツを行う 割合	63%	65%	住民アンケート調査結果
16 歳以上の町民のうち、 町や各地区で開催するスポーツ・ レクリエーション行事に参加する 割合	22%	35%	住民アンケート調査結果

2 計画の進捗管理

本計画の期間中は、目標の実現に向けて定期的に進捗状況を確認し、必要に応じて施策の見直しや改善を行います。

また、PDCA サイクル^{※1}を導入し、計画の推進状況を検証・評価することで、着実かつ効果的な施策の実施に努めるとともに、その成果や課題を次期計画の策定に反映していきます。計画期間の中間年に必要に応じて計画の見直しを行います。

3 関係機関等との連携

本計画に掲げた施策を着実に推進していくためには、関係機関や各種団体との連携・協力が不可欠です。

引き続き、関係団体等との緊密な連携を図りながら、地域全体で一体となってスポーツの推進に取り組みます。

■用語解説

※1 事業を円滑に進めるマネジメント手法のひとつ（Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって業務を継続的に改善するもの）。

資料編

1 計画策定経過及びスポーツ審議会

(1) 計画策定経過

No.	期日	内容
1	2025年（令和7年） 3月	○住民アンケート調査
2	2025年（令和7年） 8月1日	【中山町スポーツ推進審議会】 ・ 諮問（第2期中山町スポーツ推進計画の策定について） ・ 住民へのアンケート集計結果について
3	2025年（令和7年） 9月～10月	○スポーツ関係者へのアンケート調査
4	2025年（令和7年） 12月16日	【中山町スポーツ推進審議会】 ・ スポーツ関係者へのアンケート集計結果について ・ 計画素案について
5	2026年（令和8年） 1月15日～30日	○パブリックコメント
6	2026年（令和8年） 2月16日	【中山町スポーツ推進審議会】 ・ パブリックコメントの実施結果について ・ 答申（第2期中山町スポーツ推進計画の策定について）

(2) スポーツ審議会

中山町スポーツ推進審議会委員名簿

任期：令和7年8月1日から令和9年7月31日

No.	氏名	所属団体・役職名等
1	秋葉 由紀	中山町立中山中学校 校長
2	石川 寿広	中山町スポーツ協会 会長
3	石川 尚宏	中山町スポーツ推進委員 会長
4	太田 孝一	中山町スポーツ少年団 本部長
5	今野 芳	NPO 法人中山総合スポーツクラブ 理事長
6	今野 光人	中山町社会福祉協議会 事務局長
7	長谷川良和	中山町スポーツプロデューサー
8	原田 扇人	株式会社 FC Project 代表取締役
9	三枝 巧	山形大学地域教育文化学部 准教授

(五十音順・令和7年8月1日現在・敬称略)

【事務局】

No.	氏名	役職名等
1	渡邊 斉	教育委員会 教育長
2	渡辺 美喜	教育委員会教育課 課長
3	丹野 隆雅	教育委員会教育課生涯学習グループ 統括
4	今井 達哉	教育委員会教育課生涯学習グループ 主査
5	佐藤 淑美	教育委員会教育課生涯学習グループ 主任

中山町スポーツ推進審議会条例（抜粋）

平成27年6月8日 条例第20号

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、中山町スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、中山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1)法第10条第1項に規定する町スポーツ推進計画の策定に関すること。
- (2)スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (3)スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4)スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (5)スポーツの団体の育成に関すること。
- (6)スポーツによる事故の防止に関すること。
- (7)スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (8)前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1)スポーツに関する学識経験を有する者
- (2)関係行政機関及び団体の役職員
- (3)スポーツ関係団体の代表者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるものを除くほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

